

被 扶 養 者 認 定 提 出 書 類 一 覧 表

◎印：必ず提出

○印：該当する人のみ提出

※各証明書は発行から3ヵ月以内のもの

	提出書類	書類の入手先	同居でなくてもよい人										同居が条件の人		備考				
			配 偶 者	子			父 母	祖 母	孫・弟妹		兄 姉	義 父 母	その他						
				18 歳 以上	18 歳 未 満	出 生			18 歳 以上	18 歳 未 満			18 歳 以上	18 歳 未 満					
必ず提出する書類 ※公的書類には「マイナンバー（個人番号）は記載なし」を指定して交付 (親族・同一世帯等を証明するもの)	被扶養者異動届（認定申請用）	当健保ホームページから印刷または事業所担当窓口	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	☆夫婦が共に被保険者で子を被扶養者とする場合、夫婦それぞれの収入証明書（『源泉徴収票（写）等』）を添付（原則収入の多い方の被扶養者とする）	
	扶養認定対象者現況届		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	源泉徴収票（写） ☆備考欄参照	勤務先	/	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	『健康保険資格喪失証明書』または『国民健康保険証（写）』	前加入健保	◎	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	世帯全員分の住民票（続柄記載のもの） ▼	市区町村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		内縁関係の場合、別居は認定不可、続柄「同居人」は認定不可
	戸籍謄（抄）本 ★備考欄参照	市区町村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		★住民票で続柄が判断できない場合に提出。養子・養父母の場合、「養子縁組届」でも可。
婚姻受理証明書（写）	市区町村	○															婚姻による申請の場合のみ提出。		
生	18歳以上の学生	『学生証（写）』または『在学証明書』	就学先	○	○										○				
維持関係	今まで働いていた人（自分で健康保険に加入していた人）	雇用保険未加入	退職証明書（雇用保険に未加入であった事が記載されているもの）	前勤務先	○	○									○	○	公務員等で『離職票1・2』がない場合は、『辞令（写）』		
		失業保険の受給が終了した人	雇用保険受給資格者証（写）	前勤務先	○	○									○	○	支給終了印のある『雇用保険受給資格者証（両面の写）』		
		失業保険を受給しない人	雇用保険被保険者離職票1・2+預入確認書	前勤務先 当健保HP	○	○									○	○	離職票未発行の場合は、『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書』		
		加入期間不足	雇用保険被保険者離職票1・2+預入確認書	前勤務先 当健保HP	○	○									○	○			
		失業保険の受給を延長する人	雇用保険被保険者離職票1・2+雇用保険受給延長通知書 + 預入確認書	ハローワーク 前勤務先 当健保HP	○	○									○	○	申請時、延長証明が入手できない場合は「離職票預入確認書」を提出し、事後入次第提出		
		失業保険受給手続き中	雇用保険受給資格者証（写）+誓約書	前勤務先	○	○									○	○	申請時、雇用保険受給資格者証（写）が提出できない場合は「誓約書」を提出し、事後入次第提出		
証明	パート・アルバイト等で働いている人	収入金額を証明する書類+雇用契約書（写）	勤務先	○	○									○	○	『給与明細書（写）』（直近3ヵ月分）または『収入見込書』 ※働き始めの場合は最低1ヵ月分の『給与明細』と『雇用契約書（写）』 （期間および賃金が明記されているもの）			
する	年金受給者（国民・厚生・基金・遺族・障害・恩給、等）	年金裁定（改定・振込）通知書、恩給証書（写）	年金事務所	○	○									○	○	最新年度のもの。これから受給をする方は『年金見込額照会回答票（写）』			
る	給与・年金以外の収入がある人（個人事業収入/不動産収入など）	『確定申告書（写）』+『収支内訳書（損益計算書）（写）』	税務署	○	○									○	○	直近の『確定申告書（写）』および『収支内訳書（損益計算書）（写）』			
も	廃業した人	個人事業の『廃業届出書（写）』	税務署	○	○									○	○				
の	別居の人	送金額を証明する書類	金融機関		○											『銀行振込/現金書留（写）』直近3ヶ月分（平復しによる送金は認定不可） ※単身赴任の場合、18歳以下の子（全日制の高校生）が進学の場合は除く			

※原則として次のような場合は被扶養者に認定できません。

- ・年間収入が130万円以上ある方（注：60歳以上の場合または障害者は180万円以上）
- ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方（注：年金（老齢・障害・遺族等）等も収入となります）
- ・失業給付金・傷病手当金・労災給付金等を受給中の方

※提出書類だけでは認定できない場合には、別途追加書類の提出を求めることがあります。

※関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

▼海外居住者は、住民票は必須ではありません。但し、海外での出生に伴う申請には「出生証明書」を添付してください。

◆該当する書類を事業所経由で提出（「被扶養者異動届（認定申請用）」、「現況届」に添付）

◆認定日について、施行規則は事実の発生日から5日以内の届出が原則ですが、当組合では下記の扱いをしております。

- ◇事実発生日から14日以内の受付（事業所着） ⇒ 事実発生日まで遡ります
- ◇出生の場合 ⇒ 出生日まで遡ります